

議案第 5 号

おいらせ町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

おいらせ町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴う所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 おいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年おいらせ町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第26条の次に1条を加える改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

(おいらせ町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第26条の3において同じ。)」を加える。

第24条第1項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

第26条の2を第26条の3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。